

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年1月14日
【計算期間】	第32期（自平成20年10月21日 至平成21年10月19日）
【ファンド名】	日本公社債投信10月号
【発行者名】	岡三アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉野 俊之
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【事務連絡者氏名】	田中 利幸
【連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目8番1号
【電話番号】	03-3516-1204
【縦覧に供する場所】	該当なし

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

ファンドは、内外の公社債を実質的な投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

###### 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金500億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

###### ファンドの商品分類

ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信 / 国内 / 債券」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	<b>国内</b>	株式
<b>追加型投信</b>	海外	<b>債券</b>
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
--------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回	日本	
	年4回	北米	
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月)	欧州	ファミリーファンド
	年12回 (毎月)	アジア	
	日々	オセアニア	
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券(債券・ 一般))		アフリカ	
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	
		エマージング	

ファンドは、マザーファンドの受益証券（投資信託証券）を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行うため、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「債券」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

#### [ 商品分類表の定義 ]

##### 《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### 《投資対象地域による区分》

- (1) 国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 《投資対象資産による区分》

- (1) 株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（1）から（3）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記（1）から（4）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

#### 《補足分類》

- (1) インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、[属性区分表の定義]で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### [属性区分表の定義]

##### 《投資対象資産による属性区分》

###### (1) 株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### (2) 債券

一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

- (3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

#### 《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

#### 《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (9) 中近東(中東)・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### 《投資形態による属性区分》

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### 《為替ヘッジによる属性区分》

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### 《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### 《特殊型》

- (1) ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

#### ファンドの特色

1. 日本公社債投信マザーファンドの受益証券への投資を通じて、内外の公社債を実質的に組入れの中心として安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

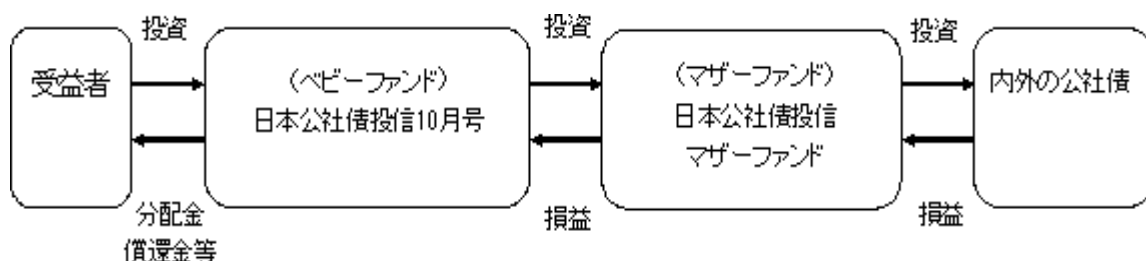
投資する公社債は、邦貨建てのものに限り、利子等収入の確保を目指して運用を行います。

2. 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
3. 有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
4. 信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。
5. 信託財産が保有する資産について、金利先渡取引・為替先渡取引を行うことができます。
6. 毎年10月19日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を分配します。ただし、決算日の基準価額が1万口当たり1万円を下回った場合は、収益分配を行いません。

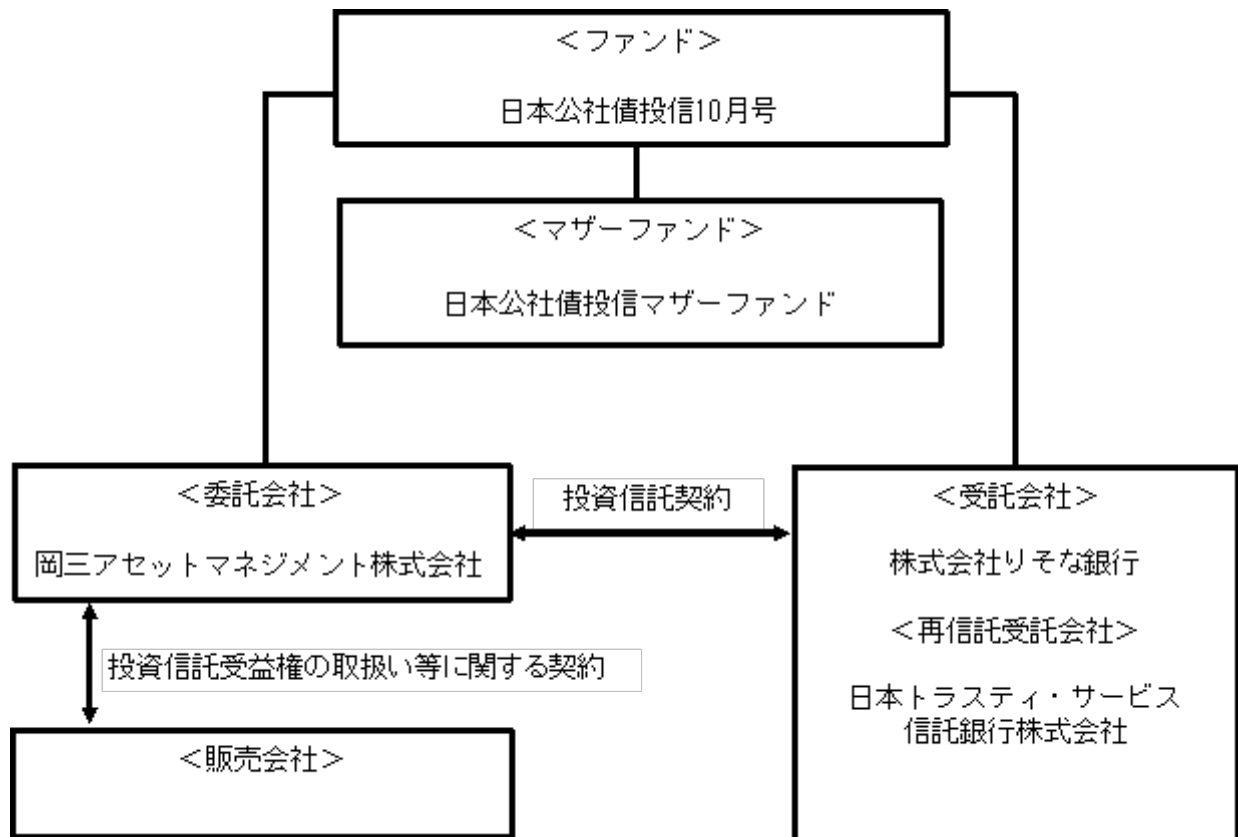
## （2）【ファンドの仕組み】

### ファミリーファンド方式

ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンド（日本公社債投信10月号）としてまとめ、その資金を主としてマザーファンド（日本公社債投信マザーファンド）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



### ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	岡三アセットマネジメント株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金及び解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	株式会社りそな銀行 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱い等に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）及び運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金及び解約金の支払事務等を行います。

## 委託会社の概況

資本金（平成21年11月30日現在）

10億円

## 委託会社の沿革

昭和39年10月 6 日 「日本投信委託株式会社」設立  
 昭和62年 6 月27日 第三者割当増資の実施（新資本金 4億5,000万円）

平成 2 年 6 月30日 第三者割当増資の実施（新資本金 10億円）  
 平成20年 4 月 1 日 岡三投資顧問株式会社と合併し、商号を「岡三アセ  
 トマネジメント株式会社」に変更

大株主の状況（平成21年11月30日現在）

名 称	住 所	持株数	持株比率
岡三興業株式会社	東京都中央区日本橋小網町9番9号	253,400株	30.71%
株式会社岡三証券グループ	東京都中央区日本橋1丁目17番6号	163,250株	19.78%
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町2丁目2番1号	41,150株	4.99%
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	41,150株	4.99%
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,149株	4.99%

## 2【投資方針】

### （1）【投資方針】

#### 基本方針

ファンドは、内外の公社債を実質的な投資対象とし、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

投資する公社債は、邦貨建てのものに限り、利子等収入の確保を目指して運用を行います。

#### 運用方法

##### a 投資対象

日本公社債投信マザーファンドの受益証券を主要投資対象とします。

ただし、内外の公社債に直接投資することがあります。

##### b 投資態度

イ．日本公社債投信マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券への投資を通じて、内外の公社債を実質的に組入れの中心として安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

ロ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ハ．有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証

券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

ニ．信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

ホ．信託財産が保有する資産について、金利先渡取引・為替先渡取引を行うことができます。

## （参考）日本公社債投信マザーファンドの投資方針

### 基本方針

ファンドは、内外の公社債への投資により、安定した収益の確保を目的として安定運用を行います。

### 運用方法

#### a 投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

#### b 投資態度

イ．内外の公社債を組入れの中心として安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

ロ．資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ハ．有価証券等の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

ニ．投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

ホ．投資信託財産が保有する資産について、金利先渡取引・為替先渡取引を行うことができます。

## （２）【投資対象】

### 投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ．有価証券
  - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引および為替先渡取引に限りません。）
  - ハ．金銭債権
  - ニ．約束手形
  
- b 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ．為替手形

### 運用の指図範囲

#### a 有価証券

委託会社は、信託金を、主として、岡三アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結された親投資信託である日本公社債投信マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）で市場性のあるものに投資することを指図します。

- イ．国債証券
- ロ．地方債証券
- ハ．特別の法律により法人の発行する債券
- ニ．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限りません。）
- ホ．コマースシャル・ペーパー
- ヘ．外国または外国の者の発行する証券で、上記イ．からホ．までの証券の性質を有す

るもの

- ト．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- チ．貸付債権信託受益権（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第2条第1項に規定する協同組織金融機関、金融商品取引法施行令第1条の9各号に掲げる金融機関、信託会社又は貸金業の規則等に関する法律施行令第1条第4号に掲げる者の貸付信託を信託する信託（当該信託に係る契約の際における受益者が委託会社であるものに限ります。）に係るものに限ります。以下、同じ。）であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

#### b 金融商品

委託会社は、信託金を、上記の有価証券のほか、以下の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

イ．預金

ロ．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

ハ．コール・ローン

ニ．手形割引市場において売買される手形

ホ．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

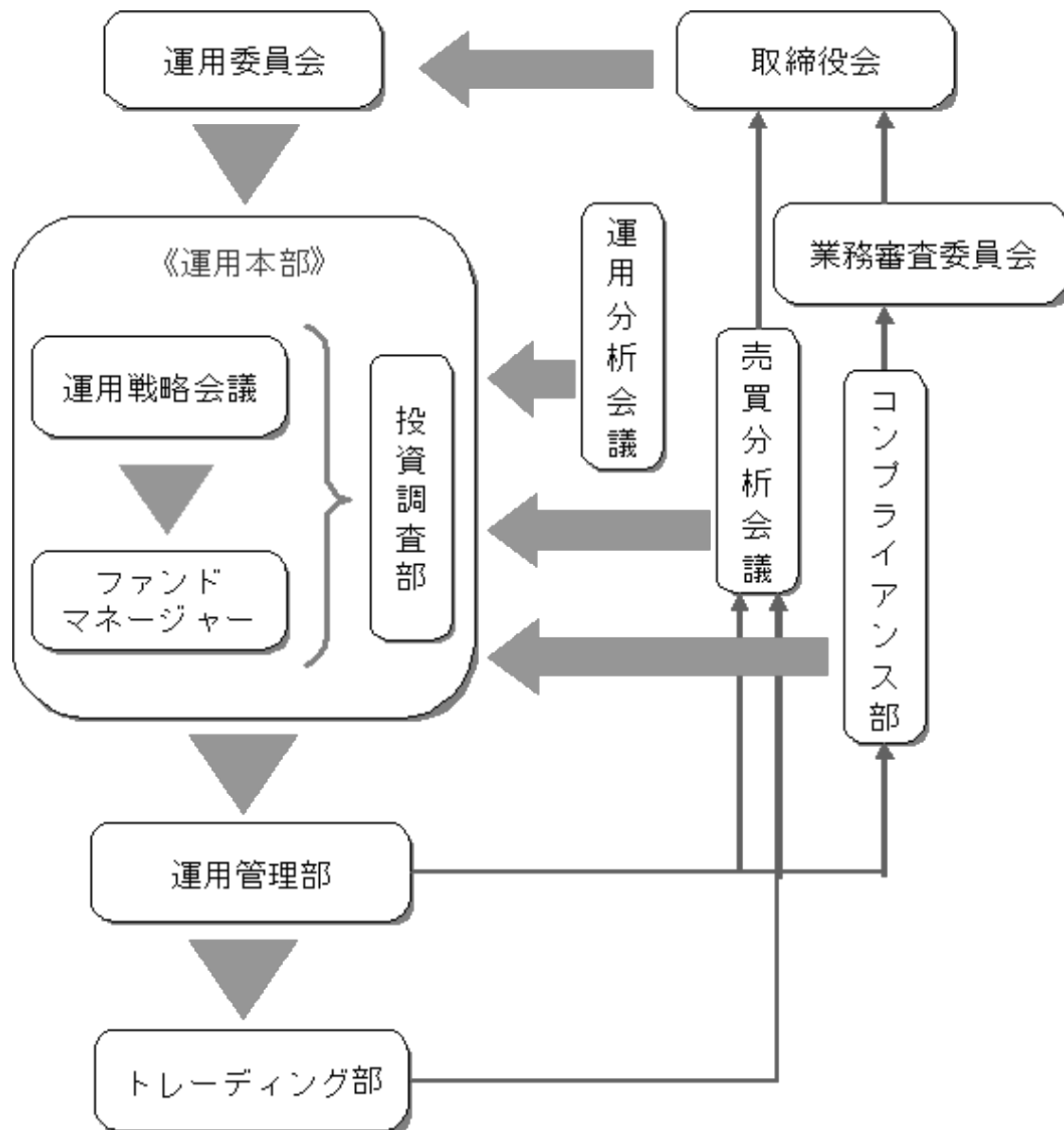
#### c 特別な場合の運用指図

ファンドの設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を上記の金融商品により運用することの指図ができます。

### （3）【運用体制】

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

当ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



会議名または部署名	役割	人員
運用委員会 (月1回開催)	運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。また、運用に関する内規の制定及び改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。	20名
運用戦略会議 (月1回開催)	ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。	41名
債券運用部	ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書を作成のうえ、部長および担当役員の承認を受けます。ファンドマネージャーは、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。	6名
投資調査部	国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。また、有価証券の発行体の信用リスクに関する情報の収集と調査を行います。	5名

運用分析会議 (月1回開催)	運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。	16名
売買分析会議 (月1回開催)	運用リスク管理の適正性に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、運用管理部及びトレーディング部とコンプライアンス部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。	19名
業務審査委員会 (原則月1回開催)	運用の指図において発生した事務処理ミスや社内規程等に抵触した事項などについて、審議・検討を行います。委員長は審議・検討結果を取締役会へ報告します。	8名
コンプライアンス部	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注後の検証として、主として法令及び投資信託約款に関する事項について、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。	3名
運用管理部	「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき、法令諸規則等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行います。発注前の検証として、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるのか伝票等より確認を行い、発注後の検証として、主として投資信託協会諸規則及び社内規程に関する事項について、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。	2名
トレーディング部	有価証券、デリバティブ取引に係る権利等の発注に関し、法令諸規則等に基づいて最良執行に努めています。また、運用指図の結果について最良執行の観点からの検証・分析を行います。	6名

## 社内規程

ファンドの運用に関する社内規程は、以下の通りです。

- ・運用実施に関する内規
- ・債券の投資に関する内規
- ・有価証券関連デリバティブ取引に関する内規
- ・短期金融商品の投資に関する内規

## ファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。

運用体制等につきましては、平成21年11月30日現在のものであり、変更になることがあります。

#### （４）【分配方針】

毎年10月19日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、運用収益（純資産総額の元本超過額）の全額を分配します。

決算日の基準価額が1万口当たり1万円を下回った場合は、分配を行いません。また、翌期以降も決算日の基準価額が1万口当たり1万円を上回らない限り分配は行いません。

分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

分配金再投資コースの場合、分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資いたします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

#### （５）【投資制限】

マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

a 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびにロンドンの取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）。

イ．先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

ロ．先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品（預金、指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）、コール・ローン、手形割引市場において売買される手形に限ります。以下、同じ。）の範囲内とします。

- ハ．コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、a、b、及びcで規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびにロンドンの取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- イ．先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。 )の時価総額の範囲内とします。
- ロ．先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品の範囲内とします。
- ハ．コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつa、b、及びcで規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびにロンドンの取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
- イ．先物取引の売建及びコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。 )、預金その他の資産をいいます。以下同じ。 )の時価総額の範囲内とします。
- ロ．先物取引の買建及びプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
- ハ．コール・オプション及びプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつa、b、及びcで規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。 )を行うことの指図をすることができます。
- b スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額(マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、信託財産の純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- d スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図・目的・範囲

- a 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額(マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)が、保有金利商品の時価総額(マザーファンドの信託財産に属する金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- d 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額(マザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)が、保有外貨建資産の時価総額(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- e 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- f 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と

認められる場合には、制約されることがあります。

#### 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 資金の借入

- a 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 「投資信託及び投資法人に関する法律」並びに関係法令に基づく投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3【投資リスク】

当ファンドは、主に国内外の債券を実質的な投資対象としますので、組入れた国内外の債券の価格の下落や、組入れた国内外の債券の発行会社等の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

## （１）[投資リスク]

### 金利変動リスク

金利は、経済環境や物価動向、中央銀行の金融政策、政府の経済政策等を反映して変動します。金利が上昇した場合には債券の価格は下落し、金利が低下した場合には債券の価格は上昇します。

投資した債券の価格の上昇は、当ファンドの基準価額の上昇要因となり、投資した債券の価格の下落は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

投資した債券の価格の下落の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

### 信用リスク

有価証券の発行会社等の倒産や財務状況の悪化、および有価証券の発行会社等の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となる場合があります。このような場合には、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

債券や短期金融商品を投資対象としますので、元利支払いの不履行もしくは遅延の影響で、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被る可能性があります。

## （２）[留意事項]

- a 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行いません。当ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- b 決算日の基準価額が1万口当たり1万円を下回っているときは、収益分配を行いません。
- c 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することがあります。

## （３）[投資リスクに対する管理体制]

- a 運用委員会において、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。
- b 運用管理部及びコンプライアンス部は、「運用の指図に関する検証規程」に基づき、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

運用管理部及びコンプライアンス部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

運用の指図に関する帳票の確認

検証システムにより抽出される運用の指図に関するデータの確認

その他検証を行うために必要な行為

発注前の検証は、運用管理部が運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等より確認を行います。発注後の検証は、主として法令及び投資信託約款に関する事項についてはコンプライアンス部が、主として投資信託協会諸規則及び社内規程に関する事項については運用管理部が、運用指図結果の適法性又は適正性について確認を行います。

- c 運用分析会議におけるファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価や、売買分析会議におけるファンドの組入有価証券の評価損率や格付状況、有価証券売買状況や組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

ありません。

### (2)【換金（解約）手数料】

換金方法には、解約請求制と買取請求制があります。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

ご換金時には次に定める換金手数料を解約代金又は買取代金から徴収します。

岡三証券株式会社が定める手数料

イ．平成13年3月21日（平成13年3月号）以前に取得した受益権

1万口につき105円（税抜100円）

ロ．平成13年3月22日（平成13年4月号）以後平成14年3月20日（平成14年3月号）以前に取得した受益権

1万口につき26.25円（税抜25円）

ハ．平成14年3月21日（平成14年4月号）以後に取得した受益権

無手数料

コスモ証券株式会社・ばんせい山丸証券株式会社が定める手数料

イ．平成13年3月21日(平成13年3月号)以前に取得した受益権

1万口につき105円(税抜100円)

ロ．平成13年3月22日(平成13年4月号)以後平成14年3月20日(平成14年3月号)以前に取得した受益権

1万口につき26.25円(税抜25円)

ハ．平成14年3月21日(平成14年4月号)以後に取得した受益権

1万口につき2.1円(税抜2円)

### (3)【信託報酬等】

#### 信託報酬の総額及びその配分

過去1ヵ月間の年換算収益率に応じ、以下のように1万口当たりの年換算信託報酬の総額及びその配分を定めます。

イ．過去1ヵ月間の年換算収益率が0.03%未満のとき

年換算信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
1.00円以内	0.00円	0.00円	1.00円以内

ロ．過去1ヵ月間の年換算収益率が0.03%以上0.1%未満のとき

年換算信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
3.00円以内	1.00円以内	1.00円以内	1.00円以内

ハ．過去1ヵ月間の年換算収益率が0.1%以上0.2%未満のとき

年換算信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
5.00円以内	2.00円以内	2.00円以内	1.00円以内

ニ．過去1ヵ月間の年換算収益率が0.2%以上1.0%未満のとき

年換算信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
70.12円×過去1ヵ月間の年換算収益率×100+1円以内	47.2%	45.7%	7.1%

ホ．過去1ヵ月間の年換算収益率が1.0%以上のとき

年換算信託報酬の総額	委託会社	販売会社	受託会社
71.12円以内	33.60円以内	32.52円以内	5.00円以内

信託報酬の配分について、販売会社の信託報酬には消費税等相当額を加算するものとし、当該消費税等相当額を委託会社の信託報酬から差し引くものとします。

#### 信託報酬の支払い時期

毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

#### （４）【その他の手数料等】

ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該売買委託手数料につきましては、間接的に受益者の負担となります。

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託元本総額に年10,000分の0.315（税抜0.3）の率を乗じて得た額とし、毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的に受益者の負担となります。

上記の他、信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

#### （５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、公社債投資信託として取扱われます。

##### 分配金

分配金は、利子所得として、15%の税率による所得税及び5%の税率による地方税の源泉分離課税が行われます。マル優制度をご利用の場合は、非課税です。

##### 償還金

償還時の個別元本超過額は、利子所得として、15%の税率による所得税及び5%の税率による地方税の源泉分離課税が行われます。マル優制度をご利用の場合は、非課税です。

##### 解約金

解約時の個別元本超過額は、利子所得として、15%の税率による所得税及び5%の税率による地方税の源泉分離課税が行われます。マル優制度をご利用の場合は、非課税です。

個別元本とは...

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（平成14年3月31日以前の取得にかかる受益権の価額については1万口当たり1万円です。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。

#### マル優制度の取扱い

ファンドは、障害者等の少額貯蓄非課税制度（「マル優制度」といいます。）適格の投資信託です。マル優制度は、障害者等一定の条件に該当する取得申込者が利用することができます。マル優制度の詳細につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

上記の内容は平成21年11月30日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

## 5【運用状況】

平成21年11月30日現在の運用状況は、以下の通りです。

投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

### （1）【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	841,580,762	91.04
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		82,776,193	8.96
合計（純資産総額）		924,356,955	100.00

#### <参考> 日本公社債投信マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	2,599,387,554	26.79
地方債証券	日本	1,173,265,502	12.09
特殊債券	日本	3,901,135,418	40.20
社債券	日本	1,156,417,944	11.92
コール・ローン等、その他の資産（負債控除後）		873,918,928	9.01
合計（純資産総額）		9,704,125,346	100.00

### （2）【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	日本公社債投信マザーファンド	833,083,313	1.0097	841,164,222	1.0102	841,580,762	91.04

## (種類別投資比率)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	91.04
合計	91.04

## &lt;参考&gt; 日本公社債投信マザーファンド

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第51回国庫短期証券	800,000,000	99.99	799,977,668	99.99	799,977,668	0	2009年12月7日	8.24
日本	国債証券	第37回国庫短期証券	500,000,000	99.98	499,911,528	99.98	499,911,528	0	2010年1月12日	5.15
日本	国債証券	第61回国庫短期証券	500,000,000	99.97	499,886,682	99.97	499,886,682	0	2010年1月25日	5.15
日本	国債証券	第64回国庫短期証券	500,000,000	99.97	499,852,496	99.97	499,852,496	0	2010年2月8日	5.15
日本	国債証券	第66回国庫短期証券	300,000,000	99.91	299,759,180	99.91	299,759,180	0	2010年5月14日	3.09
日本	地方債証券	第560回東京都公募公債	300,000,000	100.63	301,906,956	100.63	301,906,956	1.9	2010年4月23日	3.11
日本	地方債証券	平成16年度第4回京都府公募公債	300,000,000	100.10	300,311,096	100.10	300,311,096	0.7	2010年3月23日	3.09
日本	地方債証券	平成16年度第10回千葉県公募公債	200,000,000	100.10	200,216,514	100.10	200,216,514	0.7	2010年3月25日	2.06
日本	地方債証券	第563回東京都公募公債	100,000,000	100.95	100,958,809	100.95	100,958,809	1.8	2010年7月23日	1.04
日本	地方債証券	平成12年度第1回愛知県公募公債	100,000,000	100.64	100,646,440	100.64	100,646,440	1.9	2010年4月26日	1.04
日本	特殊債券	第6回政府保証都市再生債券	500,000,000	100.74	503,701,181	100.74	503,701,181	1.3	2010年8月10日	5.19
日本	特殊債券	第8回政府保証預金保険機構債券	400,000,000	100.71	402,853,312	100.71	402,853,312	1	2010年10月25日	4.15
日本	特殊債券	い第669号みずほコーポレート銀行債券	350,000,000	100.07	350,278,520	100.07	350,278,520	0.65	2010年4月27日	3.61
日本	特殊債券	第8回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	300,000,000	100.58	301,740,063	100.58	301,740,063	1.35	2010年6月21日	3.11
日本	特殊債券	第17回国際協力銀行債券	300,000,000	100.07	300,232,655	100.07	300,232,655	0.54	2010年6月21日	3.09
日本	特殊債券	第2回独立行政法人国立病院機構債券	300,000,000	100.02	300,083,100	100.02	300,083,100	1.13	2009年12月18日	3.09
日本	特殊債券	第1回政府保証日本政策投資銀行債	200,000,000	101.16	202,339,493	101.16	202,339,493	1.8	2010年8月25日	2.09
日本	特殊債券	第72回政府保証預金保険機構債券	200,000,000	100.36	200,734,625	100.36	200,734,625	0.8	2010年7月23日	2.07
日本	特殊債券	第31回政府保証電源開発債券	200,000,000	100.35	200,704,560	100.35	200,704,560	1.7	2010年2月25日	2.07
日本	特殊債券	第21回日本政策投資銀行債券	200,000,000	100.22	200,456,654	100.22	200,456,654	0.57	2010年9月17日	2.07
日本	特殊債券	第12回首都高速道路債券	200,000,000	100.20	200,403,488	100.20	200,403,488	0.69	2010年6月18日	2.07
日本	特殊債券	い第659号農林債券	200,000,000	100.09	200,184,896	100.09	200,184,896	0.65	2010年4月27日	2.06
日本	特殊債券	い第662号農林債券	200,000,000	100.03	200,070,165	100.03	200,070,165	0.55	2010年7月27日	2.06
日本	特殊債券	第12回独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	100.04	100,043,192	100.04	100,043,192	1.12	2009年12月21日	1.03
日本	社債券	第2回株式会社ブリヂストン無担保社債	300,000,000	100.25	300,775,992	100.25	300,775,992	2	2010年2月18日	3.10
日本	社債券	第10回株式会社静岡銀行無担保社債	300,000,000	100.04	300,142,000	100.04	300,142,000	0.54	2010年6月24日	3.09
日本	社債券	第19回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	200,000,000	100.99	201,984,250	100.99	201,984,250	2.01	2010年7月27日	2.08
日本	社債券	第104回放送債券	140,100,000	100.29	140,518,794	100.29	140,518,794	1.8	2010年2月17日	1.45
日本	社債券	第3回沖縄電力株式会社社債	100,000,000	100.65	100,650,688	100.65	100,650,688	1.97	2010年4月23日	1.04
日本	社債券	第1回日本原子力発電株式会社無担保社債	100,000,000	100.30	100,303,107	100.30	100,303,107	2.08	2010年2月25日	1.03

## （種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
国債証券	26.79
地方債証券	12.09
特殊債券	40.20
社債券	11.92
合計	90.99

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

## 【純資産の推移】

決算期	純資産総額		基準価額 (1口当たり)	
	円		円	
第23期計算期間末 (平成12年10月19日)	3,396,684,443	(分配付)	1.0180	(分配付)
	3,336,625,190	(分配落)	1.0000	(分配落)
第24期計算期間末 (平成13年10月19日)	5,324,250,971	(分配付)	1.0250	(分配付)
	5,194,391,192	(分配落)	1.0000	(分配落)
第25期計算期間末 (平成14年10月21日)	5,047,717,808	(分配付)	1.03025	(分配付)
	4,899,513,158	(分配落)	1.0000	(分配落)
第26期計算期間末 (平成15年10月20日)	2,270,037,917	(分配付)	1.0004	(分配付)
	2,269,130,288	(分配落)	1.0000	(分配落)
第27期計算期間末 (平成16年10月19日)	1,345,941,250	(分配付)	1.0004	(分配付)
	1,345,403,116	(分配落)	1.0000	(分配落)
第28期計算期間末 (平成17年10月19日)	1,002,560,281	(分配付)	1.00055	(分配付)
	1,002,009,201	(分配落)	1.0000	(分配落)
第29期計算期間末 (平成18年10月19日)	847,118,365	(分配付)	1.00125	(分配付)
	846,060,811	(分配落)	1.0000	(分配落)
第30期計算期間末 (平成19年10月19日)	767,862,275	(分配付)	1.00355	(分配付)
	765,146,079	(分配落)	1.0000	(分配落)
第31期計算期間末 (平成20年10月20日)	892,604,929	(分配付)	1.0041	(分配付)
	888,960,221	(分配落)	1.0000	(分配落)
第32期計算期間末 (平成21年10月19日)	810,812,840	(分配付)	1.00315	(分配付)
	808,266,803	(分配落)	1.0000	(分配落)
平成20年11月末日	932,561,569		1.0005	

平成20年12月末日	912,215,549	1.0008
平成21年1月末日	907,538,347	1.0011
平成21年2月末日	877,275,817	1.0013
平成21年3月末日	862,111,656	1.0017
平成21年4月末日	851,490,694	1.0020
平成21年5月末日	845,188,159	1.0023
平成21年6月末日	836,609,908	1.0024
平成21年7月末日	827,071,457	1.0026
平成21年8月末日	822,911,863	1.0029
平成21年9月末日	812,918,746	1.0030
平成21年10月末日	944,948,385	1.0000
平成21年11月末日	924,356,955	1.0002

## 【分配の推移】

期間		分配金 (1口当たり)
第23期計算期間	自平成11年10月20日至平成12年10月19日	0.0180円
第24期計算期間	自平成12年10月20日至平成13年10月19日	0.0250円
第25期計算期間	自平成13年10月20日至平成14年10月21日	0.03025円
第26期計算期間	自平成14年10月22日至平成15年10月20日	0.0004円
第27期計算期間	自平成15年10月21日至平成16年10月19日	0.0004円
第28期計算期間	自平成16年10月20日至平成17年10月19日	0.00055円
第29期計算期間	自平成17年10月20日至平成18年10月19日	0.00125円
第30期計算期間	自平成18年10月20日至平成19年10月19日	0.00355円
第31期計算期間	自平成19年10月20日至平成20年10月20日	0.0041円
第32期計算期間	自平成20年10月21日至平成21年10月19日	0.00315円

## 【収益率の推移】

期間		収益率(%)
第23期計算期間	自平成11年10月20日至平成12年10月19日	1.80
第24期計算期間	自平成12年10月20日至平成13年10月19日	2.50
第25期計算期間	自平成13年10月20日至平成14年10月21日	3.03
第26期計算期間	自平成14年10月22日至平成15年10月20日	0.04
第27期計算期間	自平成15年10月21日至平成16年10月19日	0.04
第28期計算期間	自平成16年10月20日至平成17年10月19日	0.06
第29期計算期間	自平成17年10月20日至平成18年10月19日	0.13
第30期計算期間	自平成18年10月20日至平成19年10月19日	0.36
第31期計算期間	自平成19年10月20日至平成20年10月20日	0.41
第32期計算期間	自平成20年10月21日至平成21年10月19日	0.32

## 第二部【ファンドの詳細情報】

### 第1【ファンドの沿革】

昭和52年10月20日	信託契約締結、設定、運用開始
平成13年10月20日	組入非上場債券の時価評価移行に伴い、予想分配型投信から実績分配型投信へ商品性格を変更
平成19年 1月 4日	投資信託振替制度へ移行
平成20年 3月21日	目標分配額にかかる条文を削除するため、また、実質的に同一の運用に関する基本方針、投資制限を有する親投資信託を主要投資対象とするため信託約款を変更

### 第2【手続等】

#### 1【申込（販売）手続等】

##### 取得申込受付日および取得申込受付時間

取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日に行うことができます。

取得申込受付時間は、販売会社にお問い合わせ下さい。

##### 取得申込手続

- 取得申込者は、販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- 取得申込方法には、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります。ファンドからお支払いする収益分配金のお受取りをご希望される取得申込者は「分配金受取りコース」を、収益分配金を自動的に再投資することをご希望される取得申込者は「分配金再投資コース」をお申込み下さい。
- 分配金再投資コースを選択した場合には、販売会社との間で日本公社債投信累積投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定するものを含みます。）に基づく収益分配金の再投資等に係る契約を結んでいただきます。

- ・ 申込単位については、分配金受取りコースにより岡三証券株式会社、コスモ証券株式会社、ばんせい山丸証券株式会社で取得申込みの場合は1万口以上1万口単位、分配金再投資コースにより岡三証券株式会社で取得申込みの場合は3,000円以上1円単位、コスモ証券株式会社で取得申込みの場合は5,000円以上1円単位となります。
- ・ 1口当たりの発行価格は、決算日（平成21年10月19日）の基準価額とします。  
なお、「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、当該収益分配金に係る決算日の基準価額とします。  
発行価格は、平成21年10月20日以後、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければお知らせします。  
岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214  
ホームページ <http://www.okasan-am.jp>
- ・ 申込手数料はありません。
- ・ 申込金額は、1口当たりの発行価格に申込口数を乗じて得た額です。
- ・ 申込金額は、申込期間中に、取得申込みを取扱った販売会社の本・支店等でお支払い下さい。詳細につきましては、販売会社又は委託会社にお問い合わせ下さい。  
岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

## 2【換金（解約）手続等】

### 換金申込受付日および換金申込受付時間

受益者は、販売会社の営業日（ただし、委託会社の休業日を除きます。）に、販売会社を通じて、換金の請求をすることができます。

換金申込受付時間は、販売会社にお問い合わせ下さい。

### 換金方法

換金方法には、解約請求制と買取請求制があります。詳細については、販売会社にお問い合わせ下さい。

### 解約請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取り扱った販売会社を通じて委託会社に、分配金受取りコースの場合は1万口単位、分配金再投資コースの場合は1口単位をもって、解約の請求をすることができます。
- ・ 受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、受益証券をお手許で保有されている場合は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますのでご留意下さい。

- ・ 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。解約価額につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。
- ・ 解約手数料は、以下のようになります。

< 岡三証券株式会社が定める手数料 >

平成13年3月21日（平成13年3月号）以前に取得した受益権

1万口につき105円（税抜100円）

平成13年3月22日（平成13年4月号）以後平成14年3月20日（平成14年3月号）以前に取得した受益権

1万口につき26.25円（税抜25円）

平成14年3月21日（平成14年4月号）以後に取得した受益権

無手数料

< コスモ証券株式会社・ばんせい山丸証券株式会社が定める手数料 >

平成13年3月21日（平成13年3月号）以前に取得した受益権

1万口につき105円（税抜100円）

平成13年3月22日（平成13年4月号）以後平成14年3月20日（平成14年3月号）以前に取得した受益権

1万口につき26.25円（税抜25円）

平成14年3月21日（平成14年4月号）以後に取得した受益権

1万口につき2.1円（税抜2円）

- ・ 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社を通じてお支払いします。

買取請求制による換金手続

- ・ 受益者は、取得申込みを取扱った販売会社に、分配金受取りコースの場合は1万口単位、分配金再投資コースの場合は1口単位をもって、買取の請求をすることができます。
- ・ 販売会社は、受益者に帰属する受益権の買取を行います。なお、受益証券をお手許で保有されている場合は、買取のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますのでご留意下さい。
- ・ 買取価額は、買取請求受付日の基準価額から「当該買取りに関して販売会社にかかる所得税及び地方税に相当する金額」及び「解約請求制に準じた換金手数料」を控除した価額とします。
- ・ 買取代金は、買取請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社でお支払いします。

換金手続の中止

- ・ 取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することがあります。
- ・ 換金の受付が中止された場合には、受益者は当該受付の中止以前に行った当日の換金請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金請求を撤回しない場合には、当該換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして計算された価額とします。

### 第3【管理及び運営】

#### 1【資産管理等の概要】

##### (1)【資産の評価】

###### 基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

###### マザーファンドの評価

ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは、マザーファンドの基準価額で評価します。

###### 公社債の評価

公社債は、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場を除く。）又は価格情報会社の提供する価額等で評価します。ただし、残存期間1年以内の公社債については、原則として、償却原価法で評価します。

###### 償却原価法とは...

買付けにかかる約定日（割引債券の場合は受渡日）又は償還日の前年応答日（応答日の帳簿価額を取得価額とします。）の翌日から償還日まで、取得価額と償還価額（割引債券の償還価額は税込（額面＋源泉税）とします。）の差額を当該期間により日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額で評価する方法をいいます。

###### 基準価額に関する照会方法

基準価額は毎営業日(委託会社の営業日をいいます。)計算し、販売会社又は委託会社にお問い合わせいただければいつでもお知らせします。

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部 0120-048-214

ホームページ <http://www.okasan-am.jp>

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

信託期間は、昭和52年10月20日から無期限とします。

ただし、後述の(5)[その他]信託契約の解約(繰上償還)の規定により信託を終了させる場合があります。

## (4) 【計算期間】

計算期間は、毎年10月20日から翌年10月19日までとします。

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

## (5) 【その他】

信託契約の解約(繰上償還)

- a 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めたととき、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記aの事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記bの公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記cの一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- e 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付しま

す。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- f 上記 c ~ e までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- g 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- h 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の信託約款の変更 d に該当する場合を除き、その委託会社と受託会社との間において存続します。
- i 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

- a 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- b 委託会社は、上記 a の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c 上記 b の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d 上記 c の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。
- e 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- f 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて、この信託約款を変更しようとするときは、上記 b ~ e の規定に従います。

#### 反対者の買取請求権

前述の信託契約の解約(繰上償還)又は信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

## 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年10月20日から翌年10月19日までとします。）終了後に、期中の運用経過等を記載した運用報告書を作成し、知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。なお、日本公社債投信1月号～12月号の運用報告書を複数号もしくは全月号をとりまとめて受益者に交付する場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。

## 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

## 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

## 関係法人との契約の更改等に関する手続等

### 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱い等に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社又は販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

### 変更内容の開示

販売会社との契約又は信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

## 2【受益者の権利等】

### ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

### 収益分配金に対する請求権

- ・ 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に依りて請求する権利を有します。

- ・ 収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- ・ 累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。
- ・ 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

#### 償還金に対する請求権

- ・ 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ・ 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- ・ 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。

#### 換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して解約請求を行う権利、および販売会社に対して買取請求を行う権利を有します。権利行使の方法等については、前述の第2〔手続等〕2〔換金（解約）手続等〕をご参照下さい。

#### 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る信託財産に関する書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

## 第4【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、第31期計算期間（平成19年10月20日から平成20年10月20日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第32期計算期間（平成20年10月21日から平成21年10月19日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期計算期間（平成19年10月20日から平成20年10月20日まで）及び第32期計算期間（平成20年10月21日から平成21年10月19日まで）の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

日本公社債投信10月号

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第31期 (平成20年10月20日現在)	第32期 (平成21年10月19日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	73,214,228	71,664,038
特殊債券	100,015,240	-
親投資信託受益証券	723,662,174	741,239,610
未収利息	261,552	234
流動資産合計	897,153,194	812,903,882
資産合計	897,153,194	812,903,882
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	3,644,708	2,546,037
未払解約金	1,490,854	38,052
未払受託者報酬	214,470	147,252
未払委託者報酬	2,809,882	1,878,658
その他未払費用	33,059	27,080
流動負債合計	8,192,973	4,637,079
負債合計	8,192,973	4,637,079
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	*1 888,953,174	*1 808,265,908
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	7,047	895
元本等合計	888,960,221	808,266,803
純資産合計	*2 888,960,221	*2 808,266,803
負債純資産合計	897,153,194	812,903,882

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第31期	第32期
	自 平成19年10月20日 至 平成20年10月20日	自 平成20年10月21日 至 平成21年10月19日
営業収益		
受取利息	8,136,248	247,726
有価証券売買等損益	749,623	4,562,196
営業収益合計	7,386,625	4,809,922
営業費用		
受託者報酬	214,470	147,252
委託者報酬	2,809,882	1,878,658
その他費用	50,325	32,701
営業費用合計	3,074,677	2,058,611
営業利益又は営業損失( )	4,311,948	2,751,311
経常利益又は経常損失( )	4,311,948	2,751,311
当期純利益又は当期純損失( )	4,311,948	2,751,311
期首剰余金又は期首欠損金( )	20,281	7,047
剰余金減少額又は欠損金増加額	680,474	211,426
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	680,474	211,426
分配金	*1 3,644,708	*1 2,546,037
期末剰余金又は期末欠損金( )	7,047	895

## (3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別	第31期 自 平成19年10月20日 至 平成20年10月20日	第32期 自 平成20年10月21日 至 平成21年10月19日
項目		
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。ただし、国内債券で償還日までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によって評価しております。</p> <p>親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。</p>	-
2. 収益及び費用の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>	<p>親投資信託受益証券 同 左</p> <p>有価証券売買等損益 同 左</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成19年10月20日から平成20年10月20日までとなっております。</p>	<p>計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成20年10月21日から平成21年10月19日までとなっております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

第31期 (平成20年10月20日現在)	第32期 (平成21年10月19日現在)
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 888,953,174口	*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数 808,265,908口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0000円 (10,000口当たりの純資産額 10,000円)	*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たりの純資産額 1.0000円 (10,000口当たりの純資産額 10,000円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第31期 自 平成19年10月20日 至 平成20年10月20日	第32期 自 平成20年10月21日 至 平成21年10月19日
*1. 収益分配金の計算方法 計算期間末における、純資産額の元本超過額3,651,755円を分配対象額として3,644,708円（10,000口当たり41円）を分配金額としております。	*1. 収益分配金の計算方法 計算期間末における、純資産額の元本超過額2,546,932円を分配対象額として2,546,037円（10,000口当たり31円50銭）を分配金額としております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第31期 自 平成19年10月20日 至 平成20年10月20日	第32期 自 平成20年10月21日 至 平成21年10月19日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

第31期 自 平成19年10月20日 至 平成20年10月20日	第32期 自 平成20年10月21日 至 平成21年10月19日
該当事項はありません。	同 左

(その他の注記)

## 1. 元本の移動

第31期 (平成20年10月20日現在)	第32期 (平成21年10月19日現在)
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 765,125,798円	期首元本額 888,953,174円
期中追加設定元本額 565,693,009円	期中追加設定元本額 82,982,035円
期中一部解約元本額 441,865,633円	期中一部解約元本額 163,669,301円

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

第31期（自 平成19年10月20日 至 平成20年10月20日）

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	100,015,240	59,760
親投資信託受益証券	723,662,174	1,662,174
合 計	823,677,414	1,602,414

第32期（自 平成20年10月21日 至 平成21年10月19日）

(単位：円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	741,239,610	4,257,466
合 計	741,239,610	4,257,466

## 3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## 4. 追加情報

第31期 自 平成19年10月20日 至 平成20年10月20日	第32期 自 平成20年10月21日 至 平成21年10月19日
<p>当ファンドの投資対象について、以下の変更を行い、平成20年3月21日付けで当該事項にかかる投資信託約款の変更を行っております。</p> <p>投資対象 当ファンドの主要投資対象を内外の公社債としておりましたが、平成20年3月21日より、内外の公社債を主要投資対象とする日本公社債投信マザーファンドの受益証券に変更致しました。</p> <p>日本公社債投信マザーファンドへの資産譲渡 平成20年3月21日付で余裕金の一部、80,000,000円を日本公社債投信マザーファンドへ譲渡し、その対価として、日本公社債投信マザーファンドの受益証券を、1口当たり1円で80,000,000口取得致しました。</p>	-

## （４）【附属明細表】

## 1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	日本公社債投信マザーファンド	734,045,960	741,239,610	
	計	銘柄数：1	734,045,960	741,239,610	
		組入時価比率：91.7%		100.0%	
	合計			741,239,610	

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

## &lt; 参考 &gt;

当ファンドは、「日本公社債投信マザーファンド」受益証券を、主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、当該マザーファンドの受益証券です。

## 日本公社債投信マザーファンドの経理状況

マザーファンドの経理状況は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

## 日本公社債投信マザーファンド

## [貸借対照表]

(単位：円)

科目	期別	注記 番号	平成21年10月19日現在	
			金額	
資産の部				
流動資産				
コール・ローン				425,777,534
国債証券				2,299,544,349
地方債証券				1,352,627,788
特殊債券				3,600,454,502
社債券				1,357,955,079
現先取引勘定				799,672,000
未収利息				14,638,090
前払費用				2,909,654
流動資産合計				9,853,578,996
資産合計				9,853,578,996
負債の部				
流動負債				

未払解約金		18,000,000
流動負債合計		18,000,000
負債合計		18,000,000
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	*1	9,740,157,471
剰余金		
剰余金		95,421,525
純資産合計	*2	9,835,578,996
負債・純資産合計		9,853,578,996

## [注記表]

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	期別	自 平成20年10月21日 至 平成21年10月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法		国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額で評価しております。但し、償還日までの残存期間が1年以内の債券について、価格変動性が限定的で、償却原価法による評価が合理的であり、かつ受益者の利益を害しないと委託会社が判断した場合は、償却原価法によって評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準		有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項		計算期間の取扱い 当ファンドの計算期間は、日本公社債投信10月号の計算期間に合わせるため、平成20年10月21日から平成21年10月19日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

平成21年10月19日現在	
*1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	9,740,157,471口
*2. 当該計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たりの純資産額 1.0098円 (10,000口当たりの純資産額 10,098円)

(その他の注記)

1. 元本の移動

(単位：円)

平成21年10月19日現在	
投資信託財産に係る元本の状況	
期首	平成20年10月21日
期首元本額	8,519,376,889
期首より平成21年10月19日までの追加設定元本額	4,233,546,361
期首より平成21年10月19日までの一部解約元本額	3,012,765,779
期末元本額	9,740,157,471
平成21年10月19日の元本の内訳（*）	
日本公社債投信1月号	689,105,827
日本公社債投信2月号	699,497,703

日本公社債投信3月号	675,740,780
日本公社債投信4月号	700,628,206
日本公社債投信5月号	696,713,437
日本公社債投信6月号	811,846,889
日本公社債投信7月号	847,685,707
日本公社債投信8月号	1,094,755,317
日本公社債投信9月号	1,024,241,085
日本公社債投信10月号	734,045,960
日本公社債投信11月号	656,727,257
日本公社債投信12月号	1,109,169,303

\*当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2. 有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び当計算期間の損益に含まれた評価差額

自平成20年10月21日 至 平成21年10月19日

(単位：円)

種類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	2,299,544,349	273,149
地方債証券	1,352,627,788	2,998,587
特殊債券	3,600,454,502	6,918,658
社債券	1,357,955,079	6,339,787
合計	8,610,581,718	15,983,883

## 3. デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

## [附属明細表]

### 1. 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	第37回国庫短期証券	500,000,000	499,825,176	
		第42回国庫短期証券	500,000,000	499,986,496	
		第51回国庫短期証券	800,000,000	799,843,772	
		第53回国庫短期証券	500,000,000	499,888,905	
		計	銘柄数：4	2,300,000,000	2,299,544,349
		組入時価比率：23.4%		26.7%	
地方債証券	日本円	第560回東京都公募公債	300,000,000	302,463,120	
		第563回東京都公募公債	100,000,000	101,130,127	
		平成16年度第4回京都府公募公債	300,000,000	300,426,680	
		平成12年度第1回愛知県公募公債	100,000,000	100,831,072	
		平成16年度第3回愛知県公募公債	300,000,000	299,965,070	
		平成16年度第2回福岡県公募公債	47,500,000	47,516,203	
		平成16年度第10回千葉県公募公債	200,000,000	200,295,516	

	計	銘柄数：7	1,347,500,000	1,352,627,788
		組入時価比率：13.8%		15.7%
特殊債券	日本円	第1回政府保証日本政策投資銀行債	200,000,000	202,706,111
		第35回道路債券	100,000,000	100,036,485
		第789回政府保証公営企業債券	13,000,000	13,118,203
		第790回政府保証公営企業債券	10,000,000	10,099,183
		第12回首都高速道路債券	200,000,000	200,488,160
		第136回政府保証中小企業債券	14,000,000	14,124,560
		第17回国際協力銀行債券	300,000,000	300,280,745
		第6回政府保証都市再生債券	500,000,000	504,315,599
		第31回政府保証電源開発債券	200,000,000	201,044,592
		第12回独立行政法人福祉医療機構債券	100,000,000	100,129,544
		第72回政府保証預金保険機構債券	200,000,000	200,865,875
		第152回政府保証預金保険機構債券	300,000,000	300,129,420
		い第659号農林債券	200,000,000	200,237,312
		い第662号農林債券	200,000,000	200,082,471
		い第669号みずほコーポレート銀行債券	350,000,000	350,357,480
		第2回独立行政法人国立病院機構債券	300,000,000	300,276,846
		第1回西日本高速道路株式会社社債	100,000,000	100,061,871
		第8回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券	300,000,000	302,100,045
	計	銘柄数：18	3,587,000,000	3,600,454,502
		組入時価比率：36.6%		41.8%
社債券	日本円	第104回放送債券	140,100,000	140,741,310
		第2回株式会社ブリヂストン無担保社債	300,000,000	301,183,224
		第23回2号JFEスチール株式会社無担保社債	100,000,000	100,156,896
		第19回株式会社三菱東京UFJ銀行無担保社債	200,000,000	202,332,934
		第10回株式会社静岡銀行無担保社債	300,000,000	300,170,896
		第266回北陸電力株式会社社債	100,000,000	100,026,705
		第263回四国電力株式会社社債	12,000,000	12,053,319
		第3回沖縄電力株式会社社債	100,000,000	100,840,402
		第1回日本原子力発電株式会社無担保社債	100,000,000	100,449,393
	計	銘柄数：9	1,352,100,000	1,357,955,079
		組入時価比率：13.8%		15.8%
	合計			8,610,581,718

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 2. 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等、時価の状況表

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】（平成21年11月30日現在）

資産総額	925,540,791円
負債総額	1,183,836円

純資産総額( - )	924,356,955円
発行済数量	924,148,645口
1単位当たり純資産額( / )	1.0002円

<参考> 日本公社債投信マザーファンド

[純資産額計算書](平成21年11月30日現在)

資産総額	10,107,013,346円
負債総額	402,888,000円
純資産総額( - )	9,704,125,346円
発行済数量	9,606,470,471口
1単位当たり純資産額( / )	1.0102円

## 第5【設定及び解約の実績】

期間	設定数量 (単位：口)	解約数量 (単位：口)
第23期計算期間	2,432,721,172	726,061,800
第24期計算期間	2,915,577,037	1,057,811,035
第25期計算期間	8,391,170,597	8,686,234,498
第26期計算期間	701,410,312	3,331,663,217
第27期計算期間	117,686,829	1,041,424,338
第28期計算期間	87,701,755	431,074,181
第29期計算期間	71,056,230	226,976,760
第30期計算期間	143,076,003	223,994,126
第31期計算期間	565,693,009	441,865,633
第32期計算期間	82,982,035	163,669,301

## 第三部【特別情報】

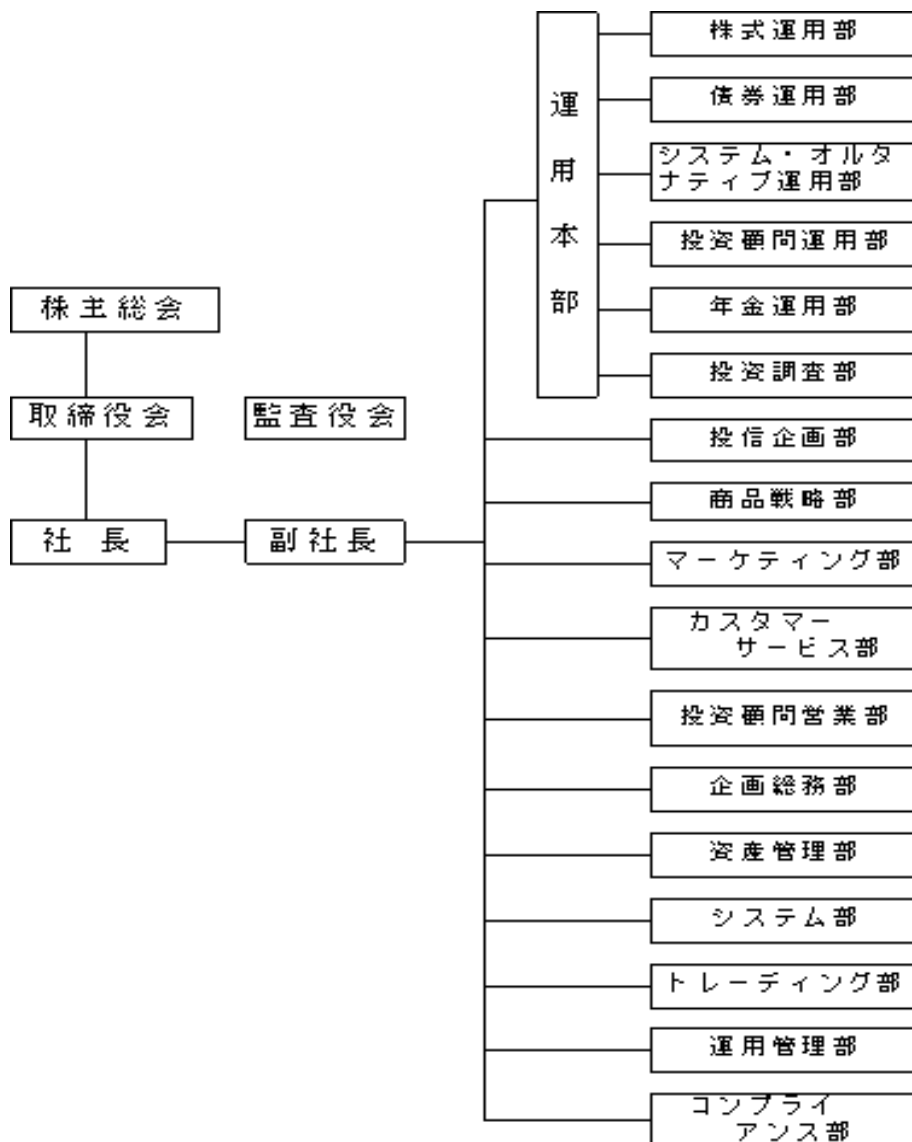
### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（平成21年11月30日現在）	10億円
会社が発行する株式の総数	2,600,000株
発行済株式の総数	825,000株
最近5年間における主な資本金の額の増減	なし

#### (2) 委託会社の機構

##### 業務執行体制 組織図



## 各部の主な業務内容

部署名	主な業務内容
株式運用部	信託財産のうち内外の株式を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務
債券運用部	信託財産のうち内外の公社債を主要投資対象とする投資信託を中心とした運用業務 信託財産のうち短期金融商品の運用業務
システム・オルタナティブ運用部	信託財産のうちシステム運用を行う投資信託、内外の不動産を主要投資対象とする投資信託、ファンド・オブ・ファンズ等を中心とした運用業務
投資顧問運用部	投資一任契約資産の内、個人投資家・法人投資家の契約資産の運用業務 投資顧問契約による投資助言に関する業務
年金運用部	投資一任契約資産の内、年金契約資産の運用業務
投資調査部	内外の景気動向、経済事情の調査、研究、内外の企業調査、内外の証券市場の調査および予測、内外の不動産市場の調査および予測等に関する業務 有価証券の発行体毎の信用リスクの調査に関する業務
マーケティング部	投資信託の募集等、投資信託を主としたマーケティングに関する業務 第一種金融商品取引業者および登録金融機関への公開販売の推進に関する業務
カスタマーサービス部	投資信託に関する情報開発・提供、投資家に対するセミナー等の企画・立案、募集・販売の支援のための資料作成、販売会社に係る営業事務、広告宣伝に関する業務 受益者等からの質問および苦情等の処理に関する事項
投資顧問営業部	投資顧問契約（投資助言）・投資一任契約のマーケティングに関する業務 投資顧問契約（投資助言）・投資一任契約の締結、顧客管理に関する業務
商品戦略部	金融商品の調査、研究、開発・企画立案に関する業務 商品戦略の立案および推進に関する業務 運用実績の評価および分析に関する業務
投信企画部	投資信託の企画、提案書作成に関する業務 投資信託約款、投資信託契約に関する業務 有価証券届出書および有価証券報告書等に関する業務 目論見書、運用報告書および開示資料等に関する業務 主務官庁、受託銀行、投資信託協会および運用評価機関等への折衝に関する業務 投資信託制度の調査、研究に関する業務 運用助言契約、外部委託契約に関する業務

企画総務部	<p>経営および経営計画に関する業務 株主総会および取締役会の事務処理に関する業務 定款、業務方法書、社規、社則の制定、改廃に関する業務 従業員の人事、給与、教育に関する業務および役員の人事、報酬、賞与に関する業務で特命を受けた業務 予算、決算、会計および現預金、有価証券の保管、出納に関する業務、ならびに税務に関する業務 受益証券および受益権に関する業務 主務官庁、投資信託協会、日本証券投資顧問業協会への報告に関する業務 広報に関する業務</p>
資産管理部	<p>投資信託財産の計算に関する業務 契約資産の計算に関する業務</p>
システム部	<p>コンピューターシステムの管理・運営に関する業務 信託財産の経理処理システムの開発・管理に関する業務 運用業務管理システムの開発・管理に関する業務</p>
トレーディング部	<p>トレーディング業務の企画、立案に関する業務 内外の有価証券等および外国為替の売買発注に関する業務</p>
運用管理部	<p>運用実施の管理および諸規則等遵守に関する業務 有価証券および有価証券先物取引等、信用取引等、外国為替の予約取引にかかるリスク管理に関する業務</p>
コンプライアンス部	<p>内部監査に関する業務 運用業務に係わる関係法令及び社内諸規則等の遵守状況の審査に関する業務 外部委託先の運用指図等に関する審査及び監査に関する業務 運用のリスク管理の審査に関する業務 全社の法令諸規則等遵守状況の審査および審査に基づく各部署等への指導に関する業務 内部統制の評価に関する業務</p>

### 委託会社の意思決定機構

委託会社は、12名以内で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、社長1名を選定するほか、会長、副社長、専務取締役、および常務取締役を若干名選任することができます。また、取締役会は会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役の中から代表取締役を若干名選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、社長が招集します。取締役会の議長は、原則として、社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席した取締役の過半数をもって決します。

### 運用の意思決定機構

運用委員会は、月1回、運用本部で開催する「ストラテジー会議」で策定された投資環境分析と運用の基本方針案に基づいて検討を行い、運用の基本方針を決定します。

また、運用に関する内規の制定および改廃のほか、運用ガイドライン等運用のリスク管理に関する事項を決定します。

運用戦略会議は、月1回、ファンドマネージャーより運用委員会で決定された運用の基本方針に基づいた個別ファンドの具体的な投資戦略が報告され、その内容について検討を行います。

ファンドマネージャーは、運用戦略会議で検討された投資戦略に基づき、ファンド毎に具体的な運用計画を策定し、運用計画書・運用実施計画書を作成のうえ、部長および担当役員の承認を受けます。

ファンドマネージャーは、運用計画書・運用実施計画書に基づいて、運用の指図を行います。

投資調査部は、国内外のマクロ経済・セミマクロ経済の調査・分析、市場環境の分析、企業の調査・分析等を行い、ファンドマネージャーに情報提供を行うことで、運用をサポートします。また、有価証券の発行体の信用リスクに関する情報の収集と調査を行います。

運用分析会議は、月1回、運用のパフォーマンス向上、運用の適正性の確保、および運用のリスク管理に資することを目的に、個別ファンドの運用パフォーマンスを分析・検証・評価し、運用本部にフィードバックを行います。

売買分析会議は、月1回、運用リスク管理の適正性に資することを目的にファンドの有価証券売買状況や組入れ状況など、日々、運用管理部およびトレーディング部とコンプライアンス部が行っている運用の指図に関するチェック状況の報告・指摘を行います。議長は会議の結果を取締役会へ報告します。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）及びその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言・代理業を行っています。

平成21年11月30日現在、当社は、166本の証券投資信託（単位型株式投資信託28本、追加型株式投資信託88本、追加型公社債投資信託15本、親投資信託35本）の運用を行っており、純資産総額は8,899億円（親投資信託を除く。）です。

## 3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。  
前事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)については、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第44期事業年度(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)ならびに、第45期事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)の財務諸表について、東陽監査法人の監査を受けております。
- (3) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づいて「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。  
なお、中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
- (4) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第46期中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)の中間財務諸表について、東陽監査法人の中間監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

期 別	第 44 期 (平成20年3月31日現在)			第 45 期 (平成21年3月31日現在)		
	金 額		構 成 比	金 額		構 成 比
科 目	千円	千円	%	千円	千円	%
( 資 産 の 部 )						
流動資産						
現金預金		5,994,469			6,664,319	
有価証券		1,172,957			940,367	
未収委託者報酬		640,486			486,565	
前払費用		68,894			14,011	
未収収益		2,675			17,699	
繰延税金資産		125,901			95,127	
未収法人税等					253,412	
未収消費税等					39,301	
その他の流動資産		58			280	
流動資産合計		8,005,443	71.4		8,511,086	78.1
固定資産						
有形固定資産 *1		47,868	0.4		122,794	1.1
建物	5,679			54,269		
器具備品	42,189			68,524		
無形固定資産 *2		43,939	0.4		33,552	0.3
ソフトウェア	42,665			31,430		
電話加入権	1,273			2,122		
投資その他の資産		3,119,067	27.8		2,236,265	20.5
投資有価証券	1,915,151			1,382,813		

親会社株式	907,368			648,648	
長期差入保証					
金	280,458			188,714	
その他	30,600			30,600	
貸倒引当金	14,510			14,510	
固定資産合計		3,210,875	28.6		2,392,612
資産合計		11,216,318	100.0		10,903,698
					21.9
					100.0

期 別 科 目	第 44 期 (平成20年3月31日現在)			第 45 期 (平成21年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
( 負 債 の 部 )						
流動負債						
預り金		2,088			3,787	
前受収益					66	
未払金		346,153			262,759	
未払収益分配金	165			168		
未払償還金	33,789			22,515		
未払手数料	311,552			236,513		
未払事業所税	646			3,562		
未払費用		201,641			192,732	
未払法人税等		310,369				
未払消費税等		47,922				
賞与引当金		83,400			80,500	
移転損失引当金		20,623				
流動負債合計		1,012,199	9.0		539,846	4.9
固定負債						
退職給付引当金		76,203			83,131	
役員退職慰労引当金		29,120			26,500	
繰延税金負債		54,550			115,531	
固定負債合計		159,873	1.4		225,162	2.1
負債合計		1,172,072	10.4		765,009	7.0
( 純 資 産 の 部 )						
株主資本						
資本金		1,000,000	8.9		1,000,000	9.2
資本剰余金		566,500	5.1		566,500	5.2
資本準備金	566,500			566,500		
利益剰余金		8,335,669	74.3		8,508,794	78.0
利益準備金	179,830			179,830		
その他利益剰余金						
別途積立金	5,718,662			5,718,662		
繰越利益剰余金	2,437,177			2,610,302		
株主資本合計		9,902,169	88.3		10,075,294	92.4
評価・換算差額等						
金		142,077	1.3		63,395	0.6
その他有価証券評価差額金						

評価・換算差額等合計		142,077	1.3		63,395	0.6
純資産合計		10,044,246	89.6		10,138,689	93.0
負債純資産合計		11,216,318	100.0		10,903,698	100.0

## (2) 【損益計算書】

期 別	第 44 期			第 45 期		
	自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日			自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日		
科 目	金 額		百分比	金 額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
委託者報酬		9,613,349	100.0		8,167,626	99.2
運用受託報酬					66,038	0.8
営業収益計		9,613,349	100.0		8,233,665	100.0
営業費用						
支払手数料		5,201,693			4,558,289	
広告宣伝費		349,238			363,958	
公告費		4,692			2,265	
受益証券発行費					90	
受益権管理費		7,757			8,845	
調査費		1,394,878			839,745	
調査費	83,786			126,673		
委託調査費	1,311,092			713,072		
委託計算費		145,714			150,162	
営業雑経費		250,440			386,330	
通信費	30,420			45,534		
印刷費	213,543			332,508		
協会費	4,780			6,481		
諸会費	1,695			1,806		
営業費用計		7,354,415	76.5		6,309,688	76.6
一般管理費						
給料		636,680			852,358	
役員報酬	*1	101,433		131,967		
給料・手当		431,860		641,920		
賞与		103,385		78,470		
交際費		8,732			10,149	
寄付金		43,386			39,366	
旅費交通費		34,964			48,184	
租税公課		14,160			14,172	
不動産賃借料		86,639			251,611	
賞与引当金繰入		83,400			80,500	
退職給付費用		8,853			11,054	
役員退職慰労引当金繰入		4,290			7,620	
固定資産減価償却費		28,769			38,185	

諸経費		246,662			328,571	
一般管理費計		1,196,539	12.4		1,681,770	20.4
営業利益		1,062,394	11.1		242,205	3.0

期 別 科 目	第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日			第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日		
	金 額		百分比	金 額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業外収益						
受取配当金 *2		83,282		42,429		
有価証券利息		16,202		14,906		
受取利息		2,214		1,384		
約款時効収入		7,662		10,093		
負ののれん償却額				389,225		
雑益		654		562		
営業外収益計		110,016	1.1	458,600	5.5	
営業外費用						
固定資産除却損 *3		449				
時効後返還金		5,574		4,873		
雑損		313		775		
営業外費用計		6,338	0.1	5,649	0.1	
経常利益		1,166,073	12.1	695,157	8.4	
特別利益						
投資有価証券売却益		147,817				
有価証券売却益				27,135		
その他		4				
特別利益計		147,821	1.5	27,135	0.3	
特別損失						
投資有価証券売却損		6,300				
有価証券売却損				10,820		
有価証券評価損		51,930		346,636		
移転損失 *4		21,947				
その他		831				
特別損失計		81,009	0.8	357,456	4.3	
税引前当期純利益		1,232,884	12.8	364,835	4.4	
法人税、住民税及び事業税	528,407			2,290		
法人税等調整額	33,170	495,236	5.1	148,170	150,460	1.8
当期純利益		737,647	7.7	214,375	2.6	

## （ 3 ） 【株主資本等変動計算書】

第44期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	その他利益剰余金		株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計		別途積立 金	繰越利益 剰余金					利益剰余 金合計
平成19年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	1,740,779	7,639,271	9,205,771	735,581	735,581	9,941,352
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						737,647	737,647	737,647			737,647
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）									593,504	593,504	593,504
当期変動額合計						696,397	696,397	696,397	593,504	593,504	102,893
平成20年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,437,177	8,335,669	9,902,169	142,077	142,077	10,044,246

第45期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	その他利益剰余金		株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計		別途積立 金	繰越利益 剰余金					利益剰余 金合計
平成20年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,437,177	8,335,669	9,902,169	142,077	142,077	10,044,246
当期変動額											
剰余金の配当						41,250	41,250	41,250			41,250
当期純利益						214,375	214,375	214,375			214,375
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 （純額）									78,682	78,682	78,682
当期変動額合計						173,125	173,125	173,125	78,682	78,682	94,443
平成21年3月31日 残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,610,302	8,508,794	10,075,294	63,395	63,395	10,138,689

## 重要な会計方針

項 目	期 別	第 44 期	第 45 期
		自 平成 19年 4月 1日 至 平成 20年 3月 31日	自 平成 20年 4月 1日 至 平成 21年 3月 31日
1. 有価証券の評価基準		その他有価証券	その他有価証券

及び評価方法	<p>時価のあるもの</p> <p>決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）</p> <p>時価のないもの</p> <p>総平均法による原価法</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法により償却しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table data-bbox="614 571 933 645"> <tr> <td>建物</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～6年</td> </tr> </table> <p>（会計方針の変更）</p> <p>法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年4月1日以降取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更により、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ2,699千円減少しております。</p> <p>（追加情報）</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しています。この結果、従来に比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ394千円減少しております。</p> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>定額法により償却しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づき償却しております。</p>	建物	15年	器具備品	4～6年	<p>時価のあるもの</p> <p>同 左</p> <p>時価のないもの</p> <p>同 左</p> <p>(1) 有形固定資産</p> <p>同 左</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table data-bbox="1098 571 1417 645"> <tr> <td>建物</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～6年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産</p> <p>同 左</p>	建物	15年	器具備品	4～6年
建物	15年									
器具備品	4～6年									
建物	15年									
器具備品	4～6年									

期 別	第 44 期	第 45 期
項 目	自 平成 19年 4月 1 日	自 平成 20年 4月 1 日
	至 平成 20年 3月 31 日	至 平成 21年 3月 31 日
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>同 左</p> <p>(2) 賞与引当金</p>

	<p>従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、計上しております。</p> <p>なお、退職給付債務の見積額は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計算しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく期末要支給見積額を計上しております。</p> <p>(5) 移転損失引当金 本社の移転に伴い、発生が見込まれる現状復帰費用・固定資産除却損等の合理的な見積り額を計上しております。</p>	<p>同 左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同 左</p>
4. リース取引の会計処理の方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転するものと認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	
5. のれんおよび負ののれんの償却に関する事項		<p>のれんについては、効果の発現する期間を合理的に見積り、償却期間を決定した上で、均等償却しております。負ののれんについては、取得の実態に基づいた適切な期間で償却しております。</p>
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>同 左</p>

(財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更)

第 44期	第 45期
自 平成 19年 4月 1日	自 平成 20年 4月 1日
至 平成 20年 3月 31日	至 平成 21年 3月 31日

	<p>リース取引に関する会計基準の適用</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を当事業年度から適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第 44 期 (平成20年 3月31日現在)	第 45 期 (平成21年 3月31日現在)
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	*1. 有形固定資産の減価償却累計額
建物                    26,328 千円	建物                    14,671 千円
器具備品              69,497 千円	器具備品              83,802 千円
*2. 無形固定資産の減価償却累計額	*2. 無形固定資産の減価償却累計額
ソフトウェア          17,372 千円	ソフトウェア          29,300 千円

(損益計算書関係)

第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日	第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日
*1. 役員報酬の範囲額	
取締役            月額        15,000 千円	
監査役            月額        3,000 千円	
*2. 関係会社との取引高	*2. 関係会社との取引高
受取配当金          27,720 千円	受取配当金          27,720 千円
*3. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。	

建物	259 千円
器具備品	190 千円
*4. 移転損失には、移転損失引当金繰入額20,623千円及び既に終了した移転に係る支出額を計上しています。	

(株主資本等変動計算書関係)

第44期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度	普通株式	825,000 株
当事業年度	普通株式	825,000 株

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

平成19年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成19年3月31日
効力発生日	平成19年6月26日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成20年6月25日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円
基準日	平成20年3月31日
効力発生日	平成20年6月26日
配当の原資	利益剰余金

第45期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(1) 発行済株式の種類及び総数

前事業年度	普通株式	825,000 株
当事業年度	普通株式	825,000 株

(2) 配当に関する事項

配当金支払額

平成20年6月25日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	41,250千円
1株当たり配当額	50円

基準日 平成20年3月31日  
効力発生日 平成20年6月26日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成21年6月24日開催の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

配当金の総額 33,000千円  
1株当たり配当額 40円  
基準日 平成21年3月31日  
効力発生日 平成21年6月25日  
配当の原資 利益剰余金

## (リース取引関係)

第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日	第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース取引																
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。																
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額	借主側 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額</th> <th>減価償却 累計額 相当額</th> <th>期末残高 相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">千円 10,221</td> <td style="text-align: right;">千円 8,160</td> <td style="text-align: right;">千円 2,061</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 10,221	千円 8,160	千円 2,061	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額 相当額</th> <th>減価償却 累計額 相当額</th> <th>期末残高 相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">千円 2,163</td> <td style="text-align: right;">千円 1,865</td> <td style="text-align: right;">千円 297</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額	器具備品	千円 2,163	千円 1,865	千円 297
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額														
器具備品	千円 10,221	千円 8,160	千円 2,061														
	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額														
器具備品	千円 2,163	千円 1,865	千円 297														
(2) 未経過リース料期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																
<table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">1,348 千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">879 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">2,228 千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	1,348 千円	1年超	879 千円	合計	2,228 千円	<table> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td style="text-align: right;">280 千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">39 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">320 千円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	280 千円	1年超	39 千円	合計	320 千円				
1年以内	1,348 千円																
1年超	879 千円																
合計	2,228 千円																
1年以内	280 千円																
1年超	39 千円																
合計	320 千円																
(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																
<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">2,231 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">2,108 千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">122 千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	2,231 千円	減価償却費相当額	2,108 千円	支払利息相当額	122 千円	<table> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">968 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">884 千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">32 千円</td> </tr> </tbody> </table>	支払リース料	968 千円	減価償却費相当額	884 千円	支払利息相当額	32 千円				
支払リース料	2,231 千円																
減価償却費相当額	2,108 千円																
支払利息相当額	122 千円																
支払リース料	968 千円																
減価償却費相当額	884 千円																
支払利息相当額	32 千円																
(4) 減価償却費相当額の算定方法	(4) 減価償却費相当額の算定方法																

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同 左
(5) 利息相当額の算定方法	(5) 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	同 左
(6) 減損損失について	(6) 減損損失について
リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。	同 左

## (有価証券関係)

第44期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

## 有 価 証 券

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	557,389	931,418	374,028
(2) 債券			
国債・地方債等			
社債	299,731	301,800	2,068
その他	893,835	896,100	2,264
(3) その他	100,098	127,179	27,080
小計	1,851,055	2,256,497	405,441
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	292,600	171,000	121,600
(2) 債券			
国債・地方債等			
社債	201,025	200,900	125
その他	500,189	499,760	429
(3) その他	187,836	145,358	42,478
小計	1,181,651	1,017,018	164,633
合計	3,032,706	3,273,515	240,808

(注) その他有価証券の投資信託(その他有価証券で時価のある投資信託)について51,930千円減損処理を行っております。

## 2. 当会計年度中に売却したその他有価証券

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
365,020 千円	147,817 千円	6,300 千円

## 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

その他有価証券 非上場株式	721,961 千円
------------------	------------

## 4. その他有価証券のうち満期があるもの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
債券				
国債・地方債等				
社債	200,900	301,800		
その他	699,520	696,340		
その他		175,150	90,330	
合計	900,420	1,173,290	90,330	

第45期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

## 有 価 証 券

## 1. その他有価証券で時価のあるもの (単位：千円)

種類	取得原価	貸借対照表 計上額	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	535,939	648,648	112,708
(2) 債券			
国債・地方債等			
社債	299,846	301,290	1,443
その他	697,215	699,040	1,824
(3) その他	52,098	71,960	19,861
小計	1,585,099	1,720,938	135,838
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	91,082	80,942	10,140
(2) 債券			
国債・地方債等			
社債			
その他	199,663	199,580	83
(3) その他	286,573	268,407	18,165
小計	577,318	548,929	28,389
合計	2,162,418	2,269,867	107,449

(注) その他有価証券の株式(その他有価証券で時価のある株式)について247,988千円、その他有価証券の投資信託(その他有価証券で時価のある投資信託)について98,648千円の減損処理を行っております。

## 2. 当会計年度中に売却したその他有価証券

<u>売却額</u>	<u>売却益の合計額</u>	<u>売却損の合計額</u>
90,350 千円	27,135 千円	10,820 千円

## 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び貸借対照表計上額

その他有価証券	
非上場株式	701,961 千円

## 4. その他有価証券のうち満期があるもの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
債券				
国債・地方債等				
社債		301,290		
その他	600,000	298,620		
その他	96,172	184,030	54,320	
合 計	696,172	783,940	54,320	

## (デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

## (退職給付関係)

第44期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

## 2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	76,203 千円
---------	-----------

## 3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	6,516 千円
確定拠出年金への掛金拠出額	<u>2,336</u> 千円
退職給付費用	8,853 千円

## 4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

第45期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、岡三証券株式会社を運営管理機関とする証券総合型確定拠出年金制度に加入しております。

### 2. 退職給付債務に関する事項

退職給付引当金	83,131	千円
---------	--------	----

### 3. 退職給付費用に関する事項

勤務費用	6,928	千円
確定拠出年金への掛金拠出額	4,126	千円
退職給付費用	11,054	千円

### 4. 退職給付債務の計算基礎に関する事項

当社は簡便法を採用しております。

(税効果会計関係)

第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日		第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳	
賞与引当金	34,194 千円	賞与引当金	33,005 千円
退職給付引当金	31,243 千円	退職給付引当金	34,083 千円
役員退職慰労引当金	11,939 千円	役員退職慰労引当金	10,865 千円
ゴルフ会員権評価損	1,230 千円	ゴルフ会員権評価損	1,230 千円
貸倒引当金	5,949 千円	貸倒引当金	5,949 千円
その他有価証券評価差額金	67,499 千円	その他有価証券評価差額金	11,639 千円
未払事業税	24,384 千円	有価証券評価損	51,091 千円
未払広告宣伝費	26,732 千円	未払広告宣伝費	14,201 千円
その他	34,410 千円	繰越欠損金	9,636 千円
繰延税金資産の合計	237,582 千円	その他	6,944 千円
		繰延税金資産の合計	178,646 千円
繰延税金負債		繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	166,231 千円	負ののれん償却額	124,763 千円
繰延税金負債の合計	166,231 千円	その他有価証券評価差額金	55,693 千円
繰延税金資産の純額	71,351 千円	その他	18,592 千円
		繰延税金負債の合計	199,049 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。	繰延税金負債の純額 <span style="float: right;">20,403 千円</span>  2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異は法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しています。
------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## (関連当事者情報)

第44期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

## (1)親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	岡三ホールディングス株式会社	東京都中央区	18,589,682	持株会社	所有 直接0.89% 被所有 直接 19.81% 間接 46.08%			投資有価証券の売却 (注3)	199,430		

## (2)兄弟会社等

属性	会社等の名称		資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
	住所					役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業		出向 2名	当社ファンドの募集取扱	支払手数料の支払 (注2)	4,374,054	未払手数料	230,591

- (注) 1. 上記(1)～(2)の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針  
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。
3. 株式会社岡三経済研究所株式(簿価52,136千円)を売却したものであり、取引金額は独立した第三者の算定した価格を基に決定しております。

第45期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

## (追加情報)

当事業年度から平成18年10月17日公表の、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第11号)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

## 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	------------	-----	------------------	-----------	----------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	岡三証券株式会社	東京都中央区	5,000,000	証券業	被所有直接 2.30%	当社ファント <sup>ト</sup> の募集取扱 役員の出向5名	支払手数料の支払 (注2)	3,761,727	未払 手数料	174,087
-------------	----------	--------	-----------	-----	-------------	--------------------------------------	------------------	-----------	-----------	---------

- (注) 1. 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針  
過去の取引条件及びファンドの商品性を勘案して決定しております。

## (1株当たり情報)

第 44 期 自 平成 19年 4月 1 日 至 平成 20年 3月 31 日		第 45 期 自 平成 20年 4月 1 日 至 平成 21年 3月 31 日	
1株当たり純資産額	12,174円 84銭	1株当たり純資産額	12,289円32銭
1株当たり当期純利益金額	894円 11銭	1株当たり当期純利益金額	259円84銭
1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。		1. なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。	
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。			
	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
当期純利益(千円)	737,647	214,375	
普通株主に帰属しない金額(千円) (うち利益処分による役員賞与金(千円))			
普通株式に係る当期純利益(千円)	737,647	214,375	
普通株式の期中平均株式数(株)	825,000	825,000	
3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。			
	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)	
純資産の部の合計額(千円)	10,044,246	10,138,689	
純資産の部から控除する合計額(千円)			
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	10,044,246	10,138,689	
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	825,000	825,000	

## (企業結合等関係)

第44期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

該当事項はありません。

第45期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

## 共通支配下の取引等関係

## 1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

## (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

## 結合企業

名称 岡三アセットマネジメント株式会社（当社）

平成20年4月1日付けで「日本投信委託株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

## 被結合企業

名称 岡三投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

## (2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式（会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、株主総会決議を省略しております。）

## (3) 結合後企業の名称 岡三アセットマネジメント株式会社

## (4) 取引の目的を含む取引の概要

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成20年4月1日をもって投資運用業、投資助言・代理業を営む「岡三投資顧問株式会社」を吸収合併いたしました。

## 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理し、当該取引により負ののれんを389,225千円計上しています。当該負ののれんは全額償却しています。

## 3. 本合併に際しまして、平成20年3月31日現在の株主名簿に記載された「岡三投資顧問株式会社」の株主に対して総額660,348千円（普通株式1株当たり 金86,888円）の金銭を交付いたしました。なお、当社が保有していた消滅会社の株式の簿価は20,000千円です。本合併により承継した「岡三投資顧問株式会社」の資産の額は1,123,631千円、負債の額は54,057千円であり、当社の資本金、資本準備金の額に変動はありません。

## (重要な後発事象)

第44期 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日

## (当社と岡三投資顧問株式会社との合併)

## 1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

## (1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

## 結合企業

名称 岡三アセットマネジメント株式会社（当社）

平成20年4月1日付けで「日本投信委託株式会社」から社名変更いたしました。

事業の内容 投資運用業、第二種金融商品取引業

被結合企業

名称 岡三投資顧問株式会社

事業の内容 投資運用業、投資助言・代理業

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とする吸収合併方式（会社法第796条第3項に定める簡易合併の規定により、株主総会決議を省略しております。）

(3) 結合後企業の名称 岡三アセットマネジメント株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

当社は成長著しい資産運用ビジネスの分野において資産運用会社としての総合力を強化し、高いレベルでの競争力を備えることによって運用力・商品提供力を一層強化することを目的として、平成20年4月1日をもって投資運用業、投資助言・代理業を営む「岡三投資顧問株式会社」を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日）に基づき、共通支配下の取引として行っております。

3. 本合併に際しまして、平成20年3月31日現在の株主名簿に記載された「岡三投資顧問株式会社」の株主に対して総額660,348千円（普通株式1株当たり 金86,888円）の金銭を交付いたしました。本合併により承継した「岡三投資顧問株式会社」の資産の額は1,129,146千円、負債の額は141,069千円であり、当社の資本金、資本準備金の額に変動はありません。

第45期 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日

該当事項はありません。

中間貸借対照表

科 目	期 別	第46期中間会計期間末 (平成21年9月30日)		
		注記 番号	金 額	構成比
(資 産 の 部)			千円	%
流動資産				
現金及び預金			7,467,109	
有価証券			1,019,205	
未収委託者報酬			611,125	
繰延税金資産			75,712	
その他流動資産			49,633	

流動資産合計		9,222,787	81.5
固定資産	1		
有形固定資産		112,619	
無形固定資産		28,174	
投資その他の資産		1,956,369	
投資有価証券		1,748,036	
その他		222,843	
貸倒引当金		14,510	
固定資産合計		2,097,163	18.5
資産合計		11,319,951	100.0
(負債の部)			
流動負債			
預り金		3,106	
未払金		313,675	
未払収益分配金		176	
未払償還金		14,022	
未払手数料		297,652	
未払事業所税		1,824	
未払法人税等		127,125	
賞与引当金		117,840	
その他流動負債		171,920	
流動負債合計		733,667	6.5
固定負債			
退職給付引当金		71,732	
役員退職慰労引当金		29,060	
繰延税金負債		144,273	
固定負債合計		245,066	2.2
負債合計		978,734	8.7
(純資産の部)			
株主資本			
資本金		1,000,000	8.8
資本剰余金		566,500	5.0
資本準備金		566,500	
利益剰余金		8,649,102	76.4
利益準備金		179,830	
その他利益剰余金		8,469,272	
別途積立金		5,718,662	
繰越利益剰余金		2,750,610	
株主資本合計		10,215,602	90.2
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		125,615	1.1
評価・換算差額等合計		125,615	1.1
純資産合計		10,341,217	91.3
負債純資産合計		11,319,951	100.0

## 中間損益計算書

期 別	第46期中間会計期間		
	自 平成 21年4月 1 日 至 平成 21年9月30日		
科 目	注記 番号	金 額	百分比
営業収益		千円	%
委託者報酬		4,016,782	
運用受託報酬		26,410	

営業収益計		4,043,192	100.0
営業費用		2,939,665	72.7
一般管理費		859,045	21.2
営業利益		244,481	6.1
営業外収益	1	51,236	1.3
営業外費用		15,177	0.4
経常利益		280,540	7.0
特別利益		23,351	0.5
税引前中間純利益		303,891	7.5
法人税、住民税及び事業税		125,663	3.2
法人税等調整額		4,919	0.1
中間純利益		173,308	4.2

## 中間株主資本等変動計算書

第46期中間会計期間（自平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本							評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計		
		資本準 備金	資本剰 余金合 計	利益準 備金	その他利益剰余金						利益剰余 金合計
				別途積立 金	繰越利益 剰余金						
平成21年3月31日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,610,302	8,508,794	10,075,294	63,395	63,395	10,138,689
中間会計期間中の 変動額											
剰余金の配当						33,000	33,000	33,000			33,000
中間純利益						173,308	173,308	173,308			173,308
株主資本以外の項目の 中間会計期間中の変動 額（純額）									62,220	62,220	62,220
中間会計期間中の 変動額合計						140,308	140,308	140,308	62,220	62,220	202,528
平成21年9月30日残高	1,000,000	566,500	566,500	179,830	5,718,662	2,750,610	8,649,102	10,215,602	125,615	125,615	10,341,217

（中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

期 別	第46期中間会計期間
項 目	自平成21年4月1日 至平成21年9月30日

1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券  時価のあるもの ... 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、原則として総平均法により算定）  時価のないもの ... 原則として総平均法による原価法ないし償却原価法（定額法）</p>
2. 固定資産の減価償却方法	<p>有形固定資産  定率法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。  建 物 ... 15年  器具備品 ... 4～6年</p> <p>無形固定資産  定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき償却しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金  売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金  従業員の賞与支給に備えるため、当社所定の計算方法による支給見込額の当中間期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金  従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見積額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。  なお、退職給付債務の見積額は、簡便法により計算しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金  役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社内規に基づく中間期末要支給見積額を計上しております。</p>
4. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理方法  消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、仮受消費税等と仮払消費税等は相殺し、その差額はその他流動負債に含めて表示しております。</p>

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

(\*1) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は、107,009 千円 であります。

## (中間損益計算書関係)

1. (\*1) 営業外収益の主要なもの  
有価証券利息  
受取配当金

5,988 千円  
21,247 千円

## 2. 減価償却実施額

有形固定資産	13,626 千円
無形固定資産	6,115 千円

## ( 中間株主資本等変動計算書関係 )

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期末
普通株式	825,000株			825,000株

## 2. 配当に関する事項

平成21年6月24日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	33,000千円
1株当たり配当額	40円
基準日	平成21年3月31日
効力発生日	平成21年6月25日

## ( リース取引関係 )

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りであります。

<借主側>

## (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額

有形固定資産 (器具備品)	取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	中間期末残高 相当額
	1,322 千円	1,207 千円	114 千円

## (2) 未経過リース料中間期末残高相当額等

1年内	124 千円
1年超	- 千円
合計	124 千円

## (3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	200 千円
減価償却費相当額	182 千円
支払利息相当額	4 千円

## (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

## (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

## (6) 減損損失について

リース資産に配分された減損損失はないため、項目等の記載は省略しております。

## ( 有価証券関係 )

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

( 単位：千円 )

	<u>取得原価</u>	中間貸借対照表 <u>計上額</u>	<u>差額</u>
(1) 株式	627,021	844,578	217,556
(2) 債券			
国債・地方債等			
社債	299,904	302,076	2,171
その他	698,191	701,028	2,836
(3) その他	<u>227,256</u>	<u>217,599</u>	<u>9,657</u>
合計	<u>1,852,374</u>	<u>2,065,281</u>	<u>212,906</u>

## 2. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式 701,961 千円

### (デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので該当事項はありません。

### (1株当たり情報)

1株当たり純資産額	12,534円80銭
1株当たり中間純利益金額	210円07銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

1株当たり純資産額の算定上の基礎	
純資産の部の合計額（千円）	10,341,217
純資産の部から控除する合計額（千円）	
普通株式に係る中間期末の純資産額（千円）	10,341,217
1株当たり純資産額の算定上に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	825,000

1株当たり中間純利益算定上の基礎	
中間純利益金額（千円）	173,308
うち普通株主に帰属しない金額（千円）	
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	173,308
普通株式の期中平均株式数（株）	825,000

### (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないも

のとして内閣府令で定めるものを除きます。）、

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### （1）定款の変更等

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあります。

### （2）訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### （1）「受託会社」

株式会社りそな銀行

資本金の額

平成21年3月末日現在、279,928百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 「販売会社」

名称	資本金の額（百万円） 平成21年3月末日現在	事業の内容
岡三証券株式会社	5,000	「金融商品取引法」 に定める第一種金融 商品取引業を営んで います。
コスモ証券株式会社	13,500	
ばんせい山丸証券株式会社	1,558	

## 2 【関係業務の概要】

(1) 「受託会社」は、主に以下の業務を行います。

信託財産の保管、管理及び計算

委託会社の指図に基づく信託財産の処分

(2) 「販売会社」は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金及び解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）、運用報告書の  
交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

## 3 【資本関係】

株式会社りそな銀行は、委託会社の株式を41,150株（持株比率4.99%）保有しています。

岡三証券株式会社は、委託会社の株式を19,000株（持株比率2.30%）保有しています。

ばんせい山丸証券株式会社は、委託会社の株式を550株（持株比率0.07%）保有していま  
す。

## 第3 【参考情報】

当計算期間において、本ファンドに係る以下の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を  
関東財務局長宛に提出しております。

平成21年 1 月14日 第31期 有価証券報告書

平成21年 4 月 2 日 臨時報告書

平成21年 7 月14日 第32期中 半期報告書

平成21年 9 月 9 日 有価証券届出書

## 独立監査人の監査報告書

平成21年11月27日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 助川正文 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本公社債投信10月号」の平成20年10月21日から平成21年10月19日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本公社債投信10月号」の平成21年10月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

岡三アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野定夫

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川正文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月4日

岡三アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野定夫

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川正文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第46期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年12月5日

岡三アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 宮澤正則 印  
業務執行社員指定社員 公認会計士 鈴木基仁 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「日本公社債投信10月号」の平成19年10月20日から平成20年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、「日本公社債投信10月号」の平成20年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

岡三アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月12日

岡三アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員業務執行社員 公認会計士 宮野定夫

指定社員業務執行社員 公認会計士 助川正文

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている岡三アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡三アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。